

基本金明細書

(自)令和 5年 4月 1日(至)令和 6年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 北海長正会

(単位:円)

区分並びに組入れ及び 取崩しの事由		合計	各拠点区分ごとの内訳					
			北広島リハビリセン ター療護部	北広島リハビリセン ター特養部四恩園	北広島デイサービス センター四恩園	北広島ホームヘルプ S S 四恩園	北広島リハビリセン ター診療部	北広島市みなみ高齢 者支援センター
前年度末残高		522,195,624	343,331,456	75,050,793	36,193,024	7,624,016	52,162,807	7,833,528
	第一号基本金	474,149,000	319,998,578	59,539,306	32,822,392	7,624,016	47,616,737	6,547,971
	第二号基本金	0						
	第三号基本金	48,046,624	23,332,878	15,511,487	3,370,632		4,546,070	1,285,557
第一号基本金	当期組入額							
	計	0	0	0	0	0	0	0
	当期取崩額							
	計	0	0	0	0	0	0	0
第二号基本金	当期組入額							
	計	0	0	0	0	0	0	0
	当期取崩額							
	計	0	0	0	0	0	0	0
第三号基本金	当期組入額							
	計	0	0	0	0	0	0	0
	当期取崩額							
	計	0	0	0	0	0	0	0
当期末残高		522,195,624	343,331,456	75,050,793	36,193,024	7,624,016	52,162,807	7,833,528
	第一号基本金	474,149,000	319,998,578	59,539,306	32,822,392	7,624,016	47,616,737	6,547,971
	第二号基本金	0	0	0	0	0	0	0
	第三号基本金	48,046,624	23,332,878	15,511,487	3,370,632	0	4,546,070	1,285,557

(注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合には、記載を省略する。
2. ①第一号基本金とは、本文11（1）に規定する基本金をいう。
②第二号基本金とは、本文11（2）に規定する基本金をいう。
③第三号基本金とは、本文11（3）に規定する基本金をいう。
3. 従前からの特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない法人では、
合計額のみを記載するものとする。